５．棚卸資産の評価基準及び評価方法
管理業務支出金、受託業務支出金及び災害復旧事業支出金
個別法による原価法
６．債券発行差額の償却方法
債券発行差額は、債券の償還期間にわたって定額法により償却しております。
７．収益及び費用の計上基準
⑴　本社管理費等の配賦方法
本社管理費等（先行投資的な本社管理費等を除く。）は各事業・業務に配賦するため、建設事業に対する配賦額は建設仮勘定に資産計上し、管理業務・受託業務に対する配賦額は収益が計上される事業年度に費用処理しております。
⑵　支払利息等の会計処理方法
長期借入金等の資金を充当して事業用固定資産を建設した場合、建設期間に対応する支払利息は建設仮勘定に計上し、負担者が負担する金額が確定したものについては割賦元金に振り替えて計上しております。
⑶　受託業務に係る収益
受託業務においては、国又は地方公共団体等との委託契約等に基づき、顧客が保有する水資源の開発又は利用のための施設等の維持管理等を行う義務を負っております。当該履行義務は、主として、当法人が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。
８．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。
ただし、建設事業に係る控除対象外消費税については、建設期間中は長期前払消費税等として投資その他の資産に計上し、完了事業年度に一括費用処理しております。
また、管理業務に係る控除対象外消費税については、発生事業年度に費用処理しております。
９．資産見返負債の会計処理
資産見返負債の計上は、独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令第６条の規定によっております。
（参考）
○独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成15年国土交通省令第104号）
（補助金等の会計処理）
第６条　機構は、機構法第12条第１項第１号から第３号までの業務の実施に際し、機構法第21条第１項及び第22条第１項の交付金、機構法第23条、第25条各項、第26条第１項及び第27条の負担金並びに機構法第35条の補助金（以下この条において「補助金等」という。）をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産（独立行政法人会計基準において建設仮勘定に属する資産を除く。）の価額のうち当該補助金等の額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。
２　機構は、機構法第12条第１項第１号から第３号までの業務の実施に際し、機構法第31条第１項の規定により国土交通大臣の承認を受けた金額をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産の価額のうち当該承認を受けた金額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。

注記事項
１．貸借対照表関係
⑴　減損会計
１）減損の認識
減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

用　途	種　類	場　所	帳簿価額	減損額
①事業用地	土地（38施設）（事業用固定資産）	滋賀県草津市他	1,855,447,938	667,670,836
	地上権（１施設）（事業用固定資産）	群馬県前橋市	3,240	0
②導水施設	構築物（10施設）（事業用固定資産）	群馬県前橋市他	10	0
③湖沼施設	構築物（９施設）（事業用固定資産）	滋賀県草津市	9	0
④ダム下流施設	構築物（５施設）（事業用固定資産）	京都府南丹市	5	13,683,386
	建物（２施設）（事業用固定資産）	京都府南丹市	2	1,421,448
⑤観測局舎	建物（４施設）（事業用固定資産）	滋賀県近江八幡市他	4	0
⑥機械設備	機械装置（４施設）（事業用固定資産）	茨城県稲敷市他	4	0
⑦宿舎	土地（９施設）（事業用固定資産）	千葉県千葉市他	381,497,366	104,443,473
	構築物（３施設）（事業用固定資産）	千葉県千葉市他	3	1,257,114
	建物（30施設）（事業用固定資産）	千葉県千葉市他	30	9,463,034

㈱　帳簿価額については、当事業年度の期末帳簿価額を記載しております。
減損の認識に至った経緯等
①事業用地、②導水施設、③湖沼施設、④ダム下流施設、⑤観測局舎及び⑥機械設備は、事業の中止又は施設の用途廃止等により将来の使用見込みがなくなったことから減損を認識しております。
⑦宿舎については、その全部又は一部につき、使用しない決定を行ったことから、減損を認識しております。
回収可能サービス価額
回収可能サービス価額は、正味売却価額を使用しており、算定方法等は次のとおりです。
建物については、不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額などを用いて算定しております。
土地については、不動産鑑定評価額又は地価公示価格などを用いて算定しております。
構築物及び機械装置については、備忘価額としております。